

石川県公報

平成 25 年 12 月 27 日
第 1 2 6 5 9 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		選 挙 管 理 委 員 会	
○青少年に有害ながん具等の指定（少子化対策監室）	1	○入札公告（水道企業課）	9
○一般競争入札の落札者等（水道企業課）	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）	11
○収去飼料の試験結果の概要（農業安全課）	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	12
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（森林管理課）	3	○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表（水産課）	14
○県道の区域の変更（道路整備課）	4	選挙管理委員会	
公 告		○政治団体の届出の公表	16
○政府調達に関する協定に係る入札公告（管財課）	4	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	16
○政府調達に関する協定に係る入札公告（医療対策課）	6	○政治団体の解散の届出の公表	17
○予防接種を行う医師に係る公告（健康推進課）	8	○資金管理団体の指定の取消しの届出の公表	17
○予防接種を行う医師に係る変更の公告（同）	8	内水面漁場管理委員会	
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告（同）	8	○コイ及びフナノ採捕の制限	17

告 示

石川県告示第507号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第45条第1項の規定により、次のがん具等を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害がん具等

がん具等の種類	構 造	機 能
銃砲型近代洋弓 （ボウガン、クロスボウ等）	弦に引掛けた矢を銃同様に引き金で発射する装置	当該銃砲型近代洋弓の矢を装てんし、発射した場合において、発射矢の有する単位面積当たりのエネルギーが装てん時の矢の先端から1 m（メートル）の距離で0.05kg f・m/cm ² （重量キログラムメートル毎平方センチメートル）以上を有するもの

2 指定の理由

がん具等の構造が、著しく人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

3 指定年月日

平成25年12月18日

石川県告示第508号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法

誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS） 1式 購入

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県手取川水道事務所庶務課
白山市白山町336番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年11月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
ワイディシステム株式会社
富山県富山市奥井町17番38号
- 5 落札金額
14,112,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年10月1日

石川県告示第509号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成25年10月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8	石川県酪農業協同組合 白山ストックポイント 白山市相川新町736-1	乳用牛飼育用・肉用牛飼育用配合飼料	全酪ラクト18	H25.9	動物性飼料－肉骨粉等	無
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8		乳用牛飼育用配合飼料	全酪パルパワー73	H25.10	動物性飼料－肉骨粉等	無
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8		乳用牛飼育用配合飼料	ドライアシスト	H25.9	動物性飼料－肉骨粉等	無
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8		乳用牛飼育用配合飼料	あさぎり3号	H25.9	動物性飼料－肉骨粉等	無
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8		乳用牛飼育用配合飼料	全酪スタート	H25.10	動物性飼料－肉骨粉等	無
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8		乳用牛飼育用配合飼料	ハイポイント	H25.9	動物性飼料－肉骨粉等	無

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験結果の概要						違反の内容
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町2番地の8	石川県酪農業協同組合	全酪ラクト18	H25.9	% 20.6	% 3.5	% 6.2	% 6.7	% 1.06	% 0.69	

全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町 2 番地の 8	白山ストック ポイント	全酪パルパワー 73	H25.10	19.3	5.2	6.3	6.6	0.94	0.68	
全国酪農飼料株式会社東海工場 愛知県碧南市玉津浦町 2 番地の 8	白山市相川新 町736-1	ドライアシスト	H25.9	20.6	4.2	5.3	6.0	0.71	0.61	

(注) 1 試験結果の概要欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

2 表示成分量に対して過不足があった場合には、当該成分の過不足量（絶対値）を示す。

石川県告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

加賀市山中温泉九谷町三号2の2、3の2、4の2、5の2、6の2、7の2、8の2、9の3、10の2、11の2、35、36の1、36の2、39の1、39の2、40、41、四号6の3、7の3、8の2、9、10、11の1、11の2、12、七号1から3まで、4の1、5から12まで、九号1、4、5、8、9、十一号1から7まで、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、12から14まで、15の2、18から27まで、十二号32、十三号22から33まで、34の2、35の2、36の2、37の3、38の2、39の6、40から42まで、43の2、44から49まで、50の2、51の2、52の2、53の2、54の2、55の2、十四号5の1、山中温泉片谷町ニ1の19、1の41から1の44まで、4の1から4の4まで、へ1の1、1の4から1の12まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

加賀市山中温泉九谷町三号19から33まで、37、42、九号2、3、6、7、10、11、13の2、十一号28、十二号24の1、27、28の2、29から31まで、33から37まで、38の2、十四号42、43の7、44、45の2、46の1、47の2、62から67まで、68の1、69、山中温泉片谷町ニ2の3から2の10まで、ホ1の5、1の29から1の31まで、2の1、2の3、2の7から2の10まで、4の1から4の7まで、山中温泉枯淵町イ1の59、ロ1の23、ハ乙1、2の2、ニ乙1、2の1、へ1の13

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
加賀市山中温泉九谷町九号12の3
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成25年12月27日から平成26年1月18日まで縦覧に供する。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
二俣古屋谷線	下記区域を道路区域に編入する。				県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市二俣町佐6番1地先から 金沢市二俣町イ2番1地先まで		6.40～18.70	479.9	
金沢井波線	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	金沢市二俣町佐6番1地先から 金沢市二俣町イ2番1地先まで		6.40～18.70	479.9	

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調達内容
 - (1) 購入件名及び数量
広域搬送拠点臨時医療施設用資機材 一式
 - (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成26年3月31日
 - (4) 納入場所
別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第83号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成26年1月23日（木）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成26年2月6日（木）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成26年2月6日（木）午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Staging Care Unit Equipment kit 1 set
- (2) Delivery date
By 31 March 2014
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 6 February 2014
- (5) Contact point for the notice
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量
多項目自動血液分析装置・塗抹標本作製装置搬送システム 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成26年3月31日
- (4) 納入場所
石川県立中央病院
- (5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第83号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成26年1月23日（木）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。
- (2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076-238-7859

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成26年2月6日（木） 正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成26年2月6日（木） 午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Automated hematology analyzer・Automatic slide preparation unit system 1set

- (2) Delivery date

By 31 March 2014

- (3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

- (4) Time limit of tender

Noon 6 February 2014

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan TEL076-238-7859

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
池 田 多 聞	県内全域	金沢市駅西本町6丁目15番41号 医療法人社団博友会 金沢西病院

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
勝 木 建 一	小松市土居原町175番地 医療法人社団勝木会 芦城クリニック	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター	平成25年 12月1日
	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター	
	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター 健診センター	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター 健診センター	

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
岡 宏	金沢市田上本町カ45-1 医療法人十全会 十全病院	平成25年10月31日
島 樋 茂	〃	〃

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

鶴来浄水場運転監視業務委託

(2) 委託業務場所

鶴来浄水場

(3) 委託業務内容

仕様書等による。

(4) 委託業務期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

ただし、次に掲げる業務習熟期間を設ける。

契約締結日から平成26年3月31日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者で、次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの業務の入札の日までの期間に、県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 本社が県内にあること。

(6) 平成15年度以降国内において地方公共団体等（企業団及び事務組合を含む。）から上水道の用に供する浄水場の運転監視業務を受託した実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有すること。

(7) 次に掲げる要件を全て満たす者を配置できること。

① 管理技術者（1名）

ア 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること又は上水道の用に供する国内の浄水場（河川表流水取水で凝集沈でん・急速ろ過方式の処理能力が一日当たり10,000立方メートル以上の浄水場に限る。以下同じ。）の運転監視業務に2年以上の実務経験を有すること。

イ 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）と、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

② 業務従事者

ア 主業務従事者（1名以上）

(ア) 水道浄水施設管理技士 2 級以上の資格を有すること又は上水道の用に供する国内の浄水場の運転監視業務に 2 年以上の実務経験を有すること。

(イ) 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

(ウ) 業務期間終了日の年齢が 65 歳以下であること。

イ 副業務従事者（1名以上）

(ア) 水道浄水施設管理技士 3 級以上の資格を有すること又は上水道の用に供する国内の浄水場の運転監視業務に 1 年以上の実務経験を有すること。

(イ) 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

(ウ) 業務期間終了日の年齢が 65 歳以下であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所等

ア 提出期間

平成 26 年 1 月 6 日（月）から同年 1 月 15 日（水）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出場所

白山市白山町 336 番地

石川県手取川水道事務所庶務課

エ 提出方法

直接持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果通知

確認の結果通知は、平成 26 年 1 月 17 日（金）までに通知する。

(3) 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明

ア 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

イ 理由の説明請求は、平成 26 年 1 月 23 日（木）午後 5 時までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は、(1)ウの提出場所へ持参により提出すること。

ウ 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成 26 年 2 月 13 日（木）までに書面により行う。

4 入札説明書及び設計図書等の交付

(1) 入札説明書及び設計図書等の交付場所

石川県手取川水道事務所庶務課

(2) 交付期間

平成 26 年 1 月 6 日（月）から同年 1 月 15 日（水）まで（県の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 入札説明書に対する質問の期間及び方法

平成 26 年 1 月 6 日（月）から同年 1 月 14 日（火）まで（県の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時までの間に、書面（様式は任意）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

平成 26 年 1 月 6 日（月）から同年 1 月 17 日（金）まで（県の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年1月20日（月）午前10時 石川県手取川水道事務所

- (2) 入札書の提出方法
持参により提出すること。
- 6 入札保証金及び契約保証金
免除
- 7 入札に関する注意事項
 - (1) 入札参加者は、入札心得、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。
 - (2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。
 - (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 8 入札の無効
入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わなかった者、入札に関する注意事項を厳守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は無効とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 11 問合せ先
石川県手取川水道事務所庶務課
〒920-2115 白山市白山町336番地
電話番号 076-273-1305

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢駅高架下開発ビルB・Cブロック
金沢市木ノ新保町1番1号
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 金沢駅高架下開発ビルBブロック
金沢市木ノ新保町1番1号
(変更後) 金沢駅高架下開発ビルB・Cブロック
金沢市木ノ新保町1番1号
- 3 変更の年月日
平成25年12月16日
- 4 変更する理由
これまで個別であったBブロック及びCブロックを一体の店舗として運営するために店舗名を変更するため
- 5 届出年月日
平成25年12月17日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間

平成25年12月27日から平成26年4月28日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年4月28日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルAブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,568平方メートル

(変更後) 3,508平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 37台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 69台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 未設置

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 16台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による。

面積 99.3平方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

面積 239平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による。

容量 57.62立法メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

容量 95.55立法メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 小売業者58者 午前8時30分から午後7時まで

(変更後) 小売業者65者 午前8時30分から午後8時まで

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場4箇所 24時間

(変更後) 駐車場3箇所 24時間

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 18箇所

位置 縦覧による。

（変更後）出入口の数 8 箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年 8 月18日

4 変更する理由

店舗面積を増床するため

5 届出年月日

平成25年12月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年12月27日から平成26年 4 月28日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年 4 月28日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビル B・C ブロック

金沢市木ノ新保町 1 番 1 号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）3,537平方メートル

（変更後）10,120平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 縦覧による。

収容台数 84台

（変更後）位置 縦覧による。

収容台数 228台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）未設置

（変更後）位置 縦覧による。

収容台数 48台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 縦覧による。

面積 175.4平方メートル

（変更後）位置 縦覧による。

面積 232.7平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 縦覧による。

容量 57.62立法メートル

（変更後）位置 縦覧による。

容量 61.65立法メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）小売業者31者 午前10時から午後8時まで

（変更後）小売業者34者 午前10時から午後8時まで

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 駐車場4箇所 24時間
 (変更後) 駐車場3箇所 24時間
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) 出入口の数 18箇所
 位置 縦覧による。
 (変更後) 出入口の数 8箇所
 位置 縦覧による。
- 3 変更する年月日
 平成27年3月31日
- 4 変更する理由
 店舗面積を増床するため
- 5 届出年月日
 平成25年12月17日
- 6 届出等の縦覧場所
 石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
 平成25年12月27日から平成26年4月28日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
 平成26年4月28日
 金沢市鞍月1丁目1番地
 石川県商工労働部経営支援課

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成24年12月28日公表。以下「石川県計画」という。)の全部を平成25年12月19日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

平成25年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成23年の生産量で6.8万トン(全国第17位)、生産額は222億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約4千人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

全国的な資源の動向を見ると、資源水準の推移については、低位の割合が減少し、中位の割合が増加する傾向にあり、全体としてはおおむね安定的に推移しているものの、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県海域における資源についても低位又は減少傾向にある魚種があり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第1項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成25年11月27日公表。以下「基本計画」という。)により決定された漁獲可能量の本県の数量について適切な

管理措置を講ずることとする。

- 4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本県の量について適切な管理措置を講ずることとする。
- 5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講ずるため、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。
- 7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- 8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- 1 第1種特定海洋生物資源の平成25年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ、まいわし及びするめいか 平成25年1月から同年12月まで 若干
- (2) まさば及びごまさば 平成25年7月から平成26年6月まで 若干
- (3) ずわいがに 平成25年7月から平成26年6月まで 349トン

- 2 第1種特定海洋生物資源の平成26年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ、まいわし及びするめいか 平成26年1月から同年12月まで 若干
- (2) まさば及びごまさば 平成26年7月から平成27年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定
- (3) ずわいがに 平成26年7月から平成27年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)及びはえなわ(すけとうだら)漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

- 2 まあじ、まいわし、まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

- 3 するめいか

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

- 4 ずわいがに

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

- 1 第2種特定海洋生物資源の平成25年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成25年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

- 2 第2種特定海洋生物資源の平成26年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成26年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

- 1 第2種特定海洋生物資源の平成25年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成25年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

- 2 第2種特定海洋生物資源の平成26年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成26年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年12月27日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
白 隆 会	植 村 章 英	石 村 恵 祐	金沢市材木町19-3	平成25年11月25日

石川県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年12月27日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
春 風 会	政治団体の名称	春 風 会	金 沢 広 風 会	平成25年11月28日

石川県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年12月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
民 主 党 石 川 県 第 1 区 総 支 部	平 成 25 年 11 月 20 日

（政党の支部以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
青 山 利 明 後 援 会	平 成 25 年 11 月 5 日
加 賀 市 を も っ と 元 気 に 変 え る 会	平 成 25 年 11 月 11 日

石川県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成25年12月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外の政治団体）

指定の取消しの届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消届受理年月日
青 山 利 明	青 山 利 明 後 援 会	能美市福島町ル4番地1	青 山 利 明	平 成 25 年 11 月 5 日

内水面漁場管理委員会**石川県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ及びフナの採捕の制限に関して次のとおり定め、平成26年1月1日から施行する。

なお、コイ及びフナの採捕の制限（平成21年石川県内水面漁場管理委員会指示第4号）は、平成25年12月31日限り廃止する。

平成25年12月27日

石川 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

会 長 又 野 康 男

1 指示の内容

毎年5月1日から同月31日までの間、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区の決定（平成24年石川県告示第433号）に示す内共第2号及び内共第3号の漁場の区域において、コイ及びフナを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成26年1月1日から平成27年12月31日まで

